平成31年2月市議会 総務委員会資料

第26号議案 長崎市行政財産使用料条例の一部 を改正する条例

目	次		・シ
•	1	長崎市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の概要・・・・・・・	1
5)	新旧対昭表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2

理 財 部 平成31年2月

1 長崎市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正理由

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により消費税法の一部が改正されたことに伴い、 消費税の引上げ分を転嫁するため、行政財産の使用料を改正しようとするもの。

(2) 改正の内容

ア土地、建物その他の物件を使用する場合の使用料(年額)

区分	現行	改正案
土地	使用する土地価格×3/100 (ただし、土地のみを1月未満使 用する場合は、上記に <u>108/100</u> を 乗じて得た額)	使用する土地価格×3/100 (ただし、土地のみを1月未満使用 する場合は、上記に <u>110/100</u> を乗 じて得た額)
建物	(使用する建物価格×6/100 +土地の使用料)× <u>108/100</u>	(使用する建物価格×6/100 +土地の使用料)× <u>110/100</u>
その他の物件	使用する物件価格×30/100 × <u>108/100</u>	使用する物件価格×30/100 × <u>110/100</u>

イ電柱等を設置する場合の使用料

- ・物件ごとの使用料の額は改正なし。
- ・ただし、使用期間が1月未満のときは、使用料の額に消費税の引上げ分を 転嫁する。 (108/100 ⇒ 110/100)

※消費税引き上げに伴う影響見込み 124件 約26万円

(3) 施行期日

平成31年(2019年)10月1日

(4) 経過措置

改正後の長崎市行政財産使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受ける者の使用料について適用し、同日前に使用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

現行

改正案

本文省略

別表 (第2条関係)

1 土地、建物その他の物件を使用する場合の使用料

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
土地	建物	その他の物件					
(1年につき)	(1年につき)	(1年につき)					
使用する土地	使用する建物	使用する物件					
の価格に100分	の価格に100分	の価格に100分					
の3を乗じて得	の6を乗じて得	の30を乗じて					
た額(土地のみ	た額に左欄に	得た額に100分					
を1月未満使用	定める額を加	<u>の108</u> を乗じて					
する場合の使	算した額に <u>100</u>	得た額					
用料は、その額	<u>分の108</u> を乗じ						
に <u>100分の108</u>	て得た額						
を乗じて得た							
額)							

備考省略

2 電柱等を設置する場合の使用料表表省略

備考1~6省略

7 使用期間が1月未満のときは、この表により算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。

備考8省略

本文省略

別表 (第2条関係)

1 土地、建物その他の物件を使用する場合の使用料

· Box and collection of the property of the pr						
土地	建物	その他の物件				
(1年につき)	(1年につき)	(1年につき)				
使用する土地	使用する建物	使用する物件				
の価格に100分	の価格に100分	の価格に100分				
の3を乗じて得	の6を乗じて得	の30を乗じて				
た額(土地のみ	た額に左欄に	得た額に <u>100分</u>				
を1月未満使用	定める額を加	<u>の110</u> を乗じて				
する場合の使	算した額に <u>100</u>	得た額				
用料は、その額	<u>分の110</u> を乗じ					
に <u>100分の110</u>	て得た額					
を乗じて得た						
額)						
i						

備考省略

2 電柱等を設置する場合の使用料 表 省略

備考1~6省略

7 使用期間が1月未満のときは、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。

備考8省略

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の長崎市行政財産使用料条例の規定は、この 条例の施行の日以後に使用の許可を受ける者の使用料 について適用し、同日前に使用の許可を受けた者の使用 料については、なお従前の例による。